内部留保に係る規律のあり方について

当会議において、内部留保に係る規律を検討するに当たっては、会計専門家のご意見も踏まえる必要があるとの指摘があったことから、主に会計的な見地から、内部留保の規律のあり方に関し、別添の専門家の方々にご意見を伺った。

< 1 . 会計専門家によるご意見等>

内部留保に係る規律のあり方についての、会計専門家による主なご意見等は以下のとおり。

(1)内部留保の定義について

【現行の「いわゆる内部留保」の意味】

当会議において、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「指導監督基準」)及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(以下「運用指針」)による「いわゆる内部留保」()については、「手元流動性」を意味しているとの指摘がなされていたところ。

() 「いわゆる内部留保」= 総資産額」- 財団法人における基本財産」- 公益事業を実施 するために有している基金」- 法人の運営に不可欠な固定資産」

- 将来の特定の支払いに充てる引当資産等」- 負債相当額」

現行の「いわゆる内部留保」については、使途を特定されない資産であって 手元流動性に近いとの意見がある一方、例えば、棚卸資産、前受金及び法人の 運営に不可欠と認められない固定資産等は「いわゆる内部留保」を増加させる 要因となり、実際の手元資金(手元流動性)よりも広い概念のものになる可能 性があり、逆に、例えば、法人の運営に不可欠な固定資産の購入に充てた借入 金等は「いわゆる内部留保」を減少させる要因となり、実際の手元資金(手元 流動性)よりも狭い概念のものになる可能性があるとの意見があった。

また、企業会計の内部留保とは全く違うことから「いわゆる内部留保」という名称が混乱を招くことになるのではないかといった意見があった。

【現行の「いわゆる内部留保」の定義の妥当性】

定義としての「いわゆる内部留保」に関し、なかなか難しいが、現行の「いわゆる内部留保」のルールでやっていくべき、また、「いわゆる内部留保」の計算式は定義として概ねよく、一つの考え方ではないかとの肯定的な見解が示された。

一方、現行の「いわゆる内部留保」の計算式には、技術上、若干問題があるとの意見もあった。例えば、現行の「いわゆる内部留保」においては、前受金

と同額の前払金があった場合、手元資金は残っていないが前受金相当額のプラスの内部留保が計上されたり、借入金で借入金相当額の法人の運営に不可欠な固定資産を購入した場合、手元資金は残っていないが借入金相当額のマイナスの内部留保が計上されるということが生じるため、正しい内部留保が計上されない恐れがあり、これらの問題を整理する必要性があるとの指摘がなされた。

現行の「いわゆる内部留保」の計算式においては、例えば、「公益事業を実施するために有している基金」の積立てに恣意性が入るとの指摘があるが、基本的には指導監督上の問題であり、会計上の問題ではないとの意見があった。また、恣意性を排除するためには、ガイドライン等を作成し、事例を蓄積することも重要との意見も出された。

【現行の「いわゆる内部留保」以外の定義の可能性】

貸借対照表の正味財産のうち自由に使用できるものが内部留保になるので はないかといった観点から、現行の「いわゆる内部留保」の定義を用いる代わ りに、貸借対照表上の正味財産から寄付者等により使途が特定されている正味 財産 (「公益法人会計基準 (案)」(注)の指定正味財産)や将来の法人運営に必 要な積立金等(通常、当該積立金等に対応する特定された資産が計上されてい る。「公益法人会計基準(案)」の一般正味財産のうち、基本財産又は特定資産 として使途が特定されている正味財産)や、その他の正味財産(「公益法人会 計基準(案)」の一般正味財産のうち、基本財産又は特定資産として使途が特 定されている正味財産以外の一般正味財産)に属する資金で取得した固定資産 等を控除した後の金額を内部留保と定義することも可能ではないかといった 意見や、貸借対照表上の正味財産から負債と紐付きになった資産や使途が特定 されている財産・積立金等を控除した後の金額を内部留保と定義することも可 能ではないかといった意見、さらに、現行の公益法人会計基準の考え方とは異 なるが、資本を定義する(例えば、財団設立時の寄付金相当額及びその後に基 本財産として維持することが指定された寄付金相当額等)ことにより、貸借対 照表上の正味財産を資本と内部留保とに区分することも可能ではないかとい った意見もあった。

また、これに関連して、内部留保を現行指導監督基準等のように総資産から 求めることとするのか、または正味財産から求めることとするのかのアプロー チの違いだけではないかとの意見もあった。

(注)現行の公益法人会計基準を見直すため、有識者から成る公益法人会計基準検討会において検討が行われ、平成15年3月に「公益法人会計基準(案)」が公表されている。

(2)内部留保の水準について

【現行の「いわゆる内部留保」比率の計算式】

現行指導監督基準等においては、「いわゆる内部留保」について、原則として「一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない)」の合計額の 30%程度以下であることが望ましいとされているところ。

現行の指導監督基準等においては、分母の中に、「事業費」及び「管理費」という経常的な支出と、「当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費」という経常外の支出が含まれていることから、見直しが必要との意見があった。この場合、いわゆる経常費用を分母とするなど、イレギュラーな要素を含めないようにするなど工夫の余地があるのではないかとの意見があった。

現行の指導監督基準等による比率の計算式は、分子がストック概念であるのに対し、分母がフロー概念となっているが、分母に総資産などのストック概念を設けるという考え方もあり得るとの指摘もあった。

【適正な内部留保の水準について】

内部留保については、法人の公益事業費を賄う収入の源泉の現況を把握した上で、法人の適正規模の事業運営の継続性が確保でき、また実際に内部留保が専ら公益事業に使用されているか否か等を勘案して、適正な水準を決めることが望ましいとの意見や、内部留保を管理費に充当するのは問題だと考えられるが、翌期の事業費の何か月分又は何年分が適正な水準なのかについては、事業の形態によっても変わってくることから、難しい問題との意見があった。

また、現行の「一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する 事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない)」の合 計額の30%程度という水準は厳しいのではないかといった意見もあった。

< 2 . 内部留保に係る規律のあり方について>

上記1の会計専門家による意見等を踏まえれば、内部留保に係る規律のあり方については、実態等も踏まえつつ、以下を基本に考えていくこととしてはどうか。

現行の指導監督基準等による「いわゆる内部留保」の定義を用いることとするが、必要に応じて技術的な見直しを行う方向で検討する。さらに、定義式に 恣意性が入り込まないよう、ガイドラインの作成等により計算式の明確化を図 ることとする。

適正な内部留保の水準については、一事業年度に必要な事業費・管理費等の 水準を超えないこととする。ただし、合理的理由が認められると判断する場合 には、当該水準を超えることも許容する。

【ご意見をお伺いした会計専門家】

五十嵐 邦彦 (公認会計士)

加古 宜士 (早稲田大学教授)

亀岡 保夫 (公認会計士)

川村 義則 (早稲田大学助教授)

佐竹 正幸 (公認会計士)

〔敬称略・五十音順〕